

## DPC・入院医療費のQ & A

Q1) **すべての入院患者さまがDPC制度の適用となるのですか？**

A1) 主治医が入院患者さまの病名や診療内容によって診断群分類のいずれかに該当すると判断した場合、DPCで医療費を計算します。病名が診断群分類のいずれにも該当しない場合や下記のような場合には、従来の計算方式(出来高方式)となります。

- \* 労働災害、公務災害、交通事故(自賠責保険適用)、自由診療で入院される患者さま
- \* 病名が診断群分類に該当しない患者さま

Q2) **どうしてDPCなの？**

A2) 平成15年度から大学病院や国立病院など高度先進医療を行っている特定機能病院を対象として実施されてきました。平成16年度よりは厚生労働省より医療の標準化と質の向上(どこの病院でも同じ病気であれば同じ治療を受けることができること。)を目的として一般病院もDPC対象病院として許可されてきました。当院でも平成22年7月よりDPC対象病院として厚生労働省より許可がおり導入しております。

Q3) **診断群分類とは**

A3) 約2,660ある全ての診断群分類に対してDPCコードが割り振られており、そのうち1,881のDPCに対してそれぞれ入院期間に応じた包括点数が設定されています。

Q4) **DPCの対象となる病気でも出来高方式で計算してもらえますか？**

A4) 厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病気は出来高方式での計算が出来ません。

Q5) **DPCに変わっても治療は変わりませんか？**

A5) DPCでは、一つの病気に対して医療行為を行います。受けている病気の治療は変わりませんが、他の病気の治療を患者さまが希望された場合は、退院後に外来で受診をお願いすることもあります。まずは、主治医にご相談ください。

Q6) **DPCになると金額は高くなるの？**

A6) 病名や行った手術等によって、1日当たりの金額が変わります。従って高くなる場合や安くなる場合もあります。又、入院された日数によっても1日当たりの金額が変わる仕組みになっております。

Q7) **入院途中で病名が変わった場合の入院医療費はどうなりますか？**

A7) 入院当初の病名から、入院後の治療や検査等で病名が変わった場合は病名が変わった時点まで遡って医療費の計算をやり直します。入院中に月が替わり病名が変更になった場合は、前月分の入院費差額を退院時に調整させていただくこともありますのでご了承下さい。

Q8) **高額療養費制度の取扱いはどうなりますか？**

A8) 従前と変わりません。入院前に限度額適用認定証交付の手続きをお願いします。

Q9) **今飲んでるお薬はどうしたらいいの？**

A9) 原則として入院期間中は、他院よりの投薬はご家族であっても受けることができないため、現在他院にて服用されているお薬は入院期間中分ご持参ください。医療の安全を守るため当院薬剤師が重複処方がないかどうか等確認させていただきます。  
又、当院にて処方されている薬も手術後変更になる場合もありますので、必ずお持ち下さい。